

## 令和7年第4回滝川市議会臨時会（第1日目）

令和 7年12月22日（月）

午後 0時52分 開会

午後 1時18分 閉会

### ○議事日程

日程第 1 会議録署名議員指名

日程第 2 会期決定

日程第 3 議案第 1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第6号）

議案第 2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 3号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）

議案第 4号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第 5号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 6号 令和7年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）

議案第 7号 令和7年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）

議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

### ○出席議員（16名）

1番	寄谷 猛男 君	2番	柴田 文男 君
3番	山本 正信 君	4番	藤田 哲也 君
5番	荻野 仁史 君	6番	荒木 文一 君
7番	好川 章 君	8番	福井 雅章 君
9番	高橋 江海子 君	10番	木下 八重子 君
11番	堀 重雄 君	12番	三上 裕久 君
13番	関藤 龍也 君	14番	田村 勇 君
15番	山口 清悦 君	16番	安樂 良幸 君

### ○欠席議員（0名）

### ○説明員

市 長	前田 康吉 君	副 市 長	中島 純一 君
教 育 長	田中 嘉樹 君	会 計 管 理 者	深村 栄司 君
総 務 部 長	和田 英昭 君	総 務 部 次 長	小畑 力也 君
市民生活部長	横山 浩丈 君	福 祉 部 長	鎌田 清孝 君
健康こども未来部長	景由 隆寛 君	産 業 振 興 部 長	稲井 健二 君

建設部長 堀之内 孝 則 君  
市立病院事務部長 柳 圭 史 君  
教育部長 諏 佐 孝 君  
監査事務局長 菊 田 健 二 君  
財政課長 岡 崎 卓 哉 君

駅周辺整備部長 加 地 幸 治 君  
市立病院事務部次長 金 子 和 史 君  
教育部指導参事 福 田 善 之 君  
総務課長 須 藤 公 夫 君

○本会議事務従事者

事務局長 寺 嶋 悟 君  
書 記 小 島 亜 美 君

事務局次長 壽 崎 行 洋 君  
書 記 林 麻 結 君

◎開会宣告

○議 長 ただいまより、本日をもって招集されました令和7年第4回滝川市議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、16名であります。

◎開議宣告

○議 長 これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議 長 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、議長において柴田議員、藤田議員を指名いたします。

◎日程第2 会期決定

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日の1日間といたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算(第6号)

議案第2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

議案第3号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)

議案第4号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)

議案第5号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議案第6号 令和7年度滝川市下水道事業会計補正予算(第2号)

議案第7号 令和7年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)

議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議 長 日程第3、議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算(第6号)、議案第2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第3号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算(第2号)、議案第4号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第5号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第6号 令和7年度滝川市下水道事業会計補正予算(第2号)、議案第7号 令和7年度滝川市病院事業会計補正予算(第2号)、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度

任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 ただいま上程されました議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第6号）から議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までにつきましては、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額の変更等を行うため、補正予算及び条例改正を提案したいとするものですので、私から一括して説明させていただきます。

まず、議案第1号 令和7年度滝川市一般会計補正予算（第6号）です。

補正の内容につきましては、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、後ほどご説明します議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例による一般職の職員の給料月額の変更等についての補正です。

1ページを御覧ください。第1項で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億5,071万8,000円を追加し、予算の総額を255億563万4,000円とするものです。

第2項で、補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表によるところです。

2ページから3ページまでは第1表、歳入歳出予算補正ですので、お目通し願います。

続いて、補正の内容につきましては事項別明細書により歳出からご説明いたしますので、8ページ、9ページをお開きください。1款1項1目議会費、補正額32万5,000円の増額につきましては、議会の運営に要する経費の補正です。一般職の職員の期末、勤勉手当の改定に伴い、議員期末手当を増額したいとするものです。

4款1項5目他会計繰出金、補正額964万9,000円の増額につきましては、他会計繰出に要する経費の補正です。一般職の職員の給料月額の変更等に伴う国民健康保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金及び病院事業会計繰出金の増額を行いたいとするものです。

9款1項1目消防費、補正額2,194万5,000円の増額につきましては、消防活動に要する経費の補正です。一般職の職員の給料月額の変更等に伴い、滝川地区広域消防事務組合負担金の増額を行いたいとするものです。

13款1項1目職員費、補正額1億1,879万9,000円の増額につきましては、給与等に要する経費の補正です。一般職の職員の給料月額の変更並びに特別職及び一般職の職員の期末、勤勉手当の改定と通勤手当の改定に伴い、給料、各種手当及び共済組合納付金等をそれぞれ増額したいとするもの、また会計年度任用職員の報酬の改定及び期末、勤勉手当の改定に伴い、報酬、各種手当、社会保険料及び通勤に係る費用弁償を増額したいとするものです。

以上、歳出合計で1億5,071万8,000円の増額となったところです。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、6ページ、7ページをお開きください。21款1項1目繰越金1億5,071万8,000円の増額につきましては、補正に必要な一般財源を繰越金で調整したいとするものです。

以上、歳入合計で1億5,071万8,000円の増額となったところです。

10ページから14ページにつきましては、給与費明細書ですので、お目通し願います。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号から議案第7号までを順次説明させていただきますが、いずれも一般会計と同様の補正の内容ですので、説明につきましては各会計とも歳入歳出の項別の補正額を申し上げた後、補正額合計及び補正後の予算の総額の順に説明をいたします。

まず、議案第2号 令和7年度滝川市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）です。

2ページを御覧ください。歳入は、3款1項道補助金61万6,000円の増額、5款1項他会計繰入金231万5,000円の増額。

次に、3ページ、歳出は、1款1項総務管理費167万6,000円の増額、1款4項特別対策事業費78万1,000円の増額、4款1項特定健康診査等事業費36万9,000円の増額、4款2項保健事業費10万5,000円の増額となり、歳入歳出の総額にそれぞれ293万1,000円を増額し、補正後の予算の総額を42億7,827万6,000円とするものです。

4ページから9ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、10ページから12ページまでは給与費明細書ですので、お目通し願います。

次に、議案第3号 令和7年度滝川市公営住宅事業特別会計補正予算（第2号）です。

2ページを御覧ください。歳入は、4款1項繰越金76万7,000円の増額。

次に、3ページ、歳出は、1款1項住宅管理費76万7,000円の増額となり、歳入歳出の総額にそれぞれ76万7,000円を増額し、補正後の予算の総額を7億3,993万9,000円とするものです。

4ページから9ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、10ページから12ページまでは給与費明細書ですので、お目通し願います。

次に、議案第4号 令和7年度滝川市介護保険特別会計補正予算（第3号）です。

初めに、保険事業勘定です。2ページを御覧ください。歳入は、2款2項国庫補助金170万4,000円の増額、3款2項道補助金85万1,000円の増額、4款1項支払基金交付金69万3,000円の増額、6款1項他会計繰入金420万8,000円の増額、7款1項繰越金123万1,000円の増額。

次に、3ページ、歳出は、1款1項総務管理費161万1,000円の増額、1款2項賦課徴収費64万9,000円の増額、1款3項介護認定審査会費109万7,000円の増額、3款1項介護予防・日常生活支援総合事業費256万7,000円の増額、3款2項包括的支援事業費・任意事業費276万3,000円の増額となり、歳入歳出の総額にそれぞれ868万7,000円を増額し、補正後の予算の総額を36億4,764万1,000円とするものです。

4ページから13ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、14ページから16ページまでは給与費明細書ですので、お目通し願います。

続いて、介護サービス事業勘定です。18ページを御覧ください。歳入は、2款1項繰越金51万6,000円の増額。

次に、19ページ、歳出は、1款1項介護予防支援事業費51万6,000円の増額となり、歳入歳出の総額にそれぞれ51万6,000円を増額し、補正後の予算の総額を1,880万2,000円とするものです。

20ページから25ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、26ページ、27ページは給与費明細書ですので、お目通し願います。

続いて、議案第5号 令和7年度滝川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）です。

2ページを御覧ください。歳入は、4款1項他会計繰入金17万7,000円の増額、5款1項繰越金6,000円の増額、6款5項雑入1万8,000円の増額。

次に、3ページ、歳出は、1款1項総務管理費17万7,000円の増額、3款1項保健事業費2万4,000円の増額となり、歳入歳出の総額にそれぞれ20万1,000円を増額し、補正後の予算の総額を7億8,856万9,000円とするものです。

4ページから9ページまでは歳入歳出補正予算事項別明細書、10ページ、11ページは給与費明細書ですので、お目通し願います。

続いて、議案第6号 令和7年度滝川市下水道事業会計補正予算（第2号）です。

1ページを御覧ください。今回収入の補正はありません。第1条は総則です。

第2条、収益的支出の予定額の補正につきましては、1款1項営業費用75万1,000円の増額となり、収益的支出の1款公共下水道事業費について予定額の総額に75万1,000円を増額し、補正後の予算額を13億2,584万円とするものです。

第3条、資本的支出の予定額の補正につきましては、1款1項建設改良費11万5,000円の増額となり、資本的支出の1款公共下水道資本的支出について予定額の総額に11万5,000円を増額し、補正後の予算額を9億1,222万8,000円とするものです。これにより当初予算第4条中、公共下水道資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を11万5,000円増額して5億3,114万4,000円に、過年度分損益勘定留保資金を11万5,000円増額して5億1,198万9,000円とするものです。

次に、第4条、当初予算第9条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費を86万6,000円増額し、2,794万8,000円とするものです。

2ページから8ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、収益的支出明細書及び資本的支出明細書ですので、お目通し願います。

続いて、議案第7号 令和7年度滝川市病院事業会計補正予算（第2号）です。

1ページを御覧ください。第1条は総則です。

第2条、収益的収入及び支出の予定額の補正につきましては、収益的収入、1款3項高等看護学院収益294万9,000円の増額、収益的支出、1款1項医業費用1億2,180万1,000円の増額、1款3項高等看護学院費用294万9,000円の増額となり、収益的収入の1款病院事業収益について予定額の総額に294万9,000円を増額し、補正後の予算額を74億5,810万5,000円に、収益的支出の1款病院事業費用について予定額の総額に1億2,475万

円を増額し、補正後の予算額を8億1,557万2,000円とするものです。

次に、第3条、当初予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正につきましては、職員給与費を1億2,475万円増額し、43億8,143万3,000円とするものです。

2ページから10ページまでは、補正予算実施計画、予定キャッシュフロー計算書、給与費明細書、予定貸借対照表、収益的収入及び支出明細書ですので、お目通し願います。

最後に、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例及び滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の提案の趣旨につきましては、令和7年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額等を改正したいとするものです。本年の人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定につきましては、さきの臨時国会での法案成立を受けたところであり、本市におきましても国家公務員の給与改定に準じた改正を行いたいとするものです。なお、本件につきましては、既に市職員労働組合と合意に至っているところです。

改正の内容につきましては、議案第8号参考資料の新旧対照表で説明いたしますので、新旧対照表1ページを御覧ください。最初に、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正、第1条関係ですが、第23条は通勤手当の支給額について国公準拠とするため、現行の10キロメートル以上の距離区分において200円から7,100円までの幅で引き上げる改正です。

次に、2ページ、第31条は、宿日直手当の支給額について国公準拠とするため、その勤務1回につき300円または150円を引き上げる改正です。

第34条第1項及び第2項は、期末手当の支給額について国公準拠とするため、12月期の支給割合を定年前再任用短時間勤務職員を含め0.025月分引き上げる改正です。

第36条第1号及び第2号は、同様に勤勉手当の支給額について国公準拠とするため、12月期の支給割合を0.025月分引き上げる改正です。

次に、2ページ下段の滝川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正、第2条関係ですが、3ページ上段の第15条第1項及び3ページ下段から4ページにかけての第26条第1項につきましては、フルタイム及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当に係る支給割合の上限の割合は、一般職の職員の給与に関する条例の期末手当の割合を準用することとしていることに伴い、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正と同様に12月期の支給割合の上限の割合を改正したいとするものです。

同じく3ページの第15条の2第1項及び4ページの第26条の2第1項につきましては、勤勉手当に係る支給割合の上限の割合について同様に12月期の支給割合の上限の割合を改正したいとするものです。

なお、会計年度任用職員の期末、勤勉手当の支給の割合については規則で定めることとしておりますので、本条例の公布と併せて改正規則の公布を行うこととしております。

次に、3ページに戻っていただいて、第24条につきましては、パートタイム会計年度任用職員の宿日直勤務に係る報酬について一般職の職員の改定に準じ、引き上げる改正です。

次に、4ページから5ページにかけての附則ですが、第1項は、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2項は、第1条及び第2条の規定による改正後の各条例の規定は、令和7年4月1日から適用するものです。第3項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすための規定、第4項は、この一部改正条例の施行に関し必要な事項について規則委任を行うための規定です。

6ページから22ページまでは、国の改定に準じて第1条で改める別表第1から別表第5までの各給料表の新旧対照表です。

最後に、末尾の議案第8号参考資料ですが、今回の給与改定の概要につきましては国公準拠とし、初任給を大卒程度で1万2,000円、高卒程度で1万2,300円引き上げることを踏まえ、全職員が在職する号給について引上げを行うもので、医師を含む全職員をベースとした平均改定率は3.54パーセントとなります。また、2ページ、(2)の会計年度任用職員につきましても同様に全職員が在職する号給について引上げを行い、報酬の平均改定率は5.65パーセントとなります。

その他の内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

以上、議案第1号から第8号までの説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議 長 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。質疑ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより一括討論に入りますが、討論がある場合は先に反対の討論から始め、以降賛成、反対と交互にお受けすることといたします。討論ございますか。

(なしの声あり)

○議 長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第1号から第8号までの8件を一括採決いたします。本案をいずれも可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第8号までの8件はいずれも可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議 長 本臨時会に提案されました議案の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして令和7年第4回滝川市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 1時18分

上記会議のてん末は誤りがないので、ここに署名する。

令和 年 月 日

滝川市議会議長

滝川市議会議員

滝川市議会議員